

入院時食事療養費標準負担額の減額申請について

市町村民税非課税世帯の方は、標準負担額の減額が受けられます。

一般 1食 490円(1日 1470円)

⇒ 減額後 90日以内：1食 230円（1日 690円）

90日以降：1食 180円（1日 540円）

[申請手続き] ※詳しくは保険者にご確認ください

- ① 市町村民税非課税証明書等を役場でもらう
- ② 保険証と非課税証明書を持って、保険者に申請する
- ③ 『標準負担額減額証明証』が保険者より交付されたら、速やかに会計にご提示下さい

※2025/4/1 より金額が変更になる可能性があります。詳しくは医療サポート室へお問い合わせください。